

**手話普及啓発委託業務
公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領**

1 提出書類

次表に定める書類を提出してください。

	提出書類の名称	規格及び 制限頁数	提出部数	様式
1	表紙	A4縦 1頁まで	正本1部、副本 11 部	様式1
2	仕様書に定める業務の 提案内容を示す資料	A4 縦 片面使用 20 頁以内		任意
3	実施体制			
4	スケジュール			
5	業務実績			
6	経費見積書	A4 縦 1頁まで		

※留意事項

- (1)企画提案書は、すべてA4縦サイズとし、片面を1頁とします。
- (2)企画提案書の文字サイズは、11ポイント以上で作成してください。
- (3)「2 仕様書に定める業務の提案内容を示す資料」には、業務実施にあたっての提案者の考えやコンセプト、提案内容の独自性、制作する動画やチラシ等の構成イメージ、魅力的なコンテンツとするための工夫について記載してください。その他、本業務の効果を向上させる独自の企画がある場合は提案することとし、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めてください。
- (4)必要に応じて、別途に補足説明資料を添付することができるが、その場合は、企画提案書とは別綴じとし、A4縦サイズで10頁以内としてください。
- (5)「5 業務実績」に記載した成果物(リーフレット等)があれば 9 部提出してください。なお、提出は3種類までとします。
- (6)すべて(表紙や成果物を除く)の提出書類に通し番号でページ番号をつけてください。

2 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

3 提出期限

令和7年7月 18 日(金)午後4時必着

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780－8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県 子ども・福祉政策部 障害福祉課 TEL 088－823－9634

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付したときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。(ただし、直接持参いただいた場合を除く。)

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

手話は、聞こえる人にとっての音声言語と同様に、音声がかたくな、あるいは聞こえにくい人にとって、思考、感情及びコミュニケーションの基盤となる母語であって、日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠なものとして、大切に育まれてきました。

しかしながら、障害者基本法第3条で、「言語(手話を含む。)」と明記されている一方、「手話が言語である」という認識は県民に普及しておらず、社会の中で手話を言語として使える環境や習得する機会が十分に整備されていない状況があります。こうした状況を踏まえ、県では、「手話は言語である」という認識に基づき、ろう者を含む全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、令和6年12月26日に「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例(以下「県条例」という。)」を施行しました。

本事業では、県条例の目的とする「手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定め、もって、ろう者を含む全ての県民が共生することのできる地域社会を実現すること」を達成するため、日常や災害時の事例を紹介する動画やチラシ等を制作し、企業や県民の理解促進を図ることが本事業の目的です。

(2) 現状・課題

地域社会において、手話を日常的に使うろう者は、外出時や就労する際、母語とする手話を安心して使用することができなかつたり、災害時に必要な情報を取得できないなど、日常生活の多くの場面で、不安や不便さを感じている。状況があります。

(3) 特に提案を求めるポイント

現状の問題点や課題の解決につなげるため、より効果を発揮する企画内容や実施方法等を提案してください。また、一般県民だけでなく、事業者に対しても効果的に周知できるよう提案してください。

7 企画提案についての留意事項

(1) 企画提案書は1者1提案とします。

(2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

(3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。

① 虚偽の内容が記載されているもの

② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

(4) 制作した作品の著作権及び使用権は、すべて高知県に帰属するものとします。